

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

知事の政治姿勢について

まず、知事の政治姿勢についてであります。

一昨日、沖縄県宜野湾市で、実行委員長を沖縄県議会議長が務める「教科書検定意見撤回を求める県民大会」が開かれ、11万人もの県民が参加しました。

高校生代表は「あの醜い戦争を美化しないでほしい。たとえ醜くても真実を知りたい。学びたい。そして伝えたい。」こう訴えました。この県民大会の成功は、歴史のねじまげを許さない県民の意志を政府につきつける力となりました。

先の参議院選挙では、「戦後レジームからの脱却」という名のもとに自公政治が進める侵略戦争美化、憲法改悪に「ノー」の審判が下されました。この選挙での与党自民党・公明党の歴史的な大敗は、多くの国民が、地方切り捨て、貧困と格差を広げた弱肉強食の「構造改革」路線に「ノー」という意志を示したことを意味します。

伊藤知事は、この参議院選挙の結果に示された、国民の民意というものをどのように受け止め、今後の県政にどのように生かしていこうとお考えかお聞かせください。

退職職員の再就職の制限について

次に公正な県政を求める立場での質問です。

この間、国の発注した公共事業における官製談合事件や知事自らが関与した官製談合事件など発覚が相次いだことを鑑み、全国知事会では、公共調達に関するプロジェクトチームを立ち上げ、昨年末に「都道府県の公共調達改革に関する指針」をまとめました。

その「指針」で、「官製談合の防止」として提案されているのが、「コンプライアンスの徹底」「内部通報制度の整備」「職員の再就職制限とOB等からの働きかけ防止」、そして「議会等の関与」です。

その中には「業者等の利害関係のある者との間で行われる疑惑や不信を招きかねない行為の禁止・制限のルールを定める」事も提案されており、これらの指針にそって、他県では、様々な取り組みがなされてきました。

宮城県では、退職後2年間は、退職前5年間に担当していた職務と密接に関連する企業への再就職を禁止、営利企業に再就職した場合、退職後2年間は売買、その他の契約、許認可に係わって、県に対して有利な取り扱いを求めてはならないとしています。

長野県では、退職後3年間は県への営業活動、つまり、情報の収集、名刺営業、入札への参加、自社技術、新製品の紹介など再就職先企業の営業を目的として職員に働きかけを行う行為を自粛するものとして、その旨の誓約書を再就職した者と再就職先企業が、県に提出することになっています。

九州でも、本年3月から、宮崎県は退職後3年間、福岡県は2年間、長野県と同様に、営利企業に再就職した場合、県職員に対する営業活動をしないという誓約書を出すことに

なっています。

合わせて、これらの県では、課長級以上について、退職者の氏名、退職時の役職、再就職先とその役職などについて、ホームページに掲載するなど誰でも知ることができるようになっていきます。

ところで、本県はどうかというと、2005年から、退職者が公社・外郭団体に再就職した場合のみ公表されておりますが、営利企業への再就職先について、何の規制もなければ、公表もされておられません。

本県では、県職員は退職後にそれぞれに再就職をされておりますが、その中でも、土木部では、県工事の受注企業である、民間の大手の建設会社に、役員、もしくは幹部として就任されるケースが多々あり、これまでも、わが党県議団は、その問題点を指摘してまいりました。

今回改めて、この問題を取りあげるのは、13年ぶりの本県生え抜きの前土木部長の退職後の再就職先を問題視するからであります。本県の土木部長は、中央省庁からの出向の職員がその任につくことが繰り返されてきました。

前任の土木部長は、本年3月に退職し、その2ヶ月後の6月から、コーアツ工業の特別顧問に就任されております。コーアツ工業は、JVをのぞいて、県内企業で、県工事の受注金額別ランキングの上位10社にいる大手企業です。

もちろん、このような就職が即、不正につながるわけではありませんが、公共事業の発注側である県の職員とは、数ヶ月前まで、上司と部下の関係にあったわけです。

知事は、マニフェストでも「オープンかごしま」として「公平で誠実、公正で透明な県政運営を行います」と約束されておりますが、今回の前土木部長の再就職に関しては、前述の全国知事会の提言にもある「業者等の利害関係のある者との間で行われる疑惑や不信を招きかねない行為」とも受け取られる事象であり、県民に誤解を与えかねないのではないかと考えます。このような再就職のあり方について、知事の見解を伺います。

本県でも、先に、他県の例として示したような退職職員の再就職についての規制なり、取り扱いなり、再就職先の公開など、何らかの約束事を定めるべきと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

高校再編計画の進め方について

次に、高校再編計画についてであります。

私は、この間、県教委が進めている県立高校の再編整備計画は、少子化を理由とした地方切り捨てではないかという指摘を行ってまいりました。

残念ながら統廃合が決定した高校では、閉校という寂しさの中でも、最後まで、生徒と教職員と地元とが力を合わせて、それぞれの学校行事を成功させるための奮闘の様子などが、テレビやラジオ、新聞などを通じて報道されております。

他会派の代表質問でも、この間の高校再編のあり方について、その問題点が指摘されましたが、高校再編問題での1番の課題は、新しい高校の設置場所についての地元の合意形成であります。それを、「意見は聞きました。決定は教育委員会でしました。」と言うのでは、「非民主的で強権的」だと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

川薩地域では、設置場所について、地域協議会で協議し提出した意見が覆される決定が県教委でなされました。

中・南種子地域と始良地域では、設置場所について、地域協議会との合意も、県教委案の事前提示も、地元案との摺り合わせも一切なく、県教委で決定されました。

南種子町長や議長は、「場所の問題はいくら協議したところで決定しない。最終的に設置者の県が結論を出すというのは当然だ」とした上で、問題は、地元の自治体や協議会と議論を尽くして欲しい、どうして中種子なのかの説明をして欲しい、それが一切なく、決定されたことに抗議をしておられるのです。

町長である南種子の協議会長からは、抗議文が、また、県下の8市7町の首長が参加する「高校再編市町村長連絡会」からは、「知事の公約を守れ」という要請文が教育長あてに提出されています。

伊藤知事は、マニフェストの取り組みについて、「全体として概ね順調に進めることができているのではないか」と自己評価しておられます。

マニフェストには、「県と市町村との間での真の対等・協力関係をつくる」事が強調され、「高校再編問題など市町村と県との間の重要課題については、基礎自治体である市町村の立場を尊重しつつ、率直かつ十分な協議を行いながら解決を目指す」とされています。この間の高校再編の進め方は、どうみても、知事のマニフェストとは違った方向に進んでいるのではありませんか。県は、引き続き高校再編を検討していくとされており、地元との協議の進め方、手続きのあり方についてどうあるべきと考えられますか。知事の見解を伺います。

県財政の状況と人工島建設について

次に県の財政状況との関わりで人工島建設問題についておたずねします。

28日から人工島の1工区の供用が開始されました。

まず、1工区の供用開始まで、いったいいくらの事業費がすぎ込まれたのか。また、今後、維持管理費が必要になると思われそうですが、年間、どのくらいの費用がかかるのか、お答えください。

知事は定例記者会見で、今後の人工島の活用についての質問に「私が一番の期待は、朝晩散歩される市民の方たくさんいらっしゃる」ということだと語られました。

私は、市民、県民の憩いの場の提供を行政が行うことに頭から反対するものではありません。しかしながら、県財政が年間予算の2倍もの借金をかかえている厳しいという現状の中で、また、県内企業の経営不振や倒産、廃業などが相次ぎ、県民の中にも、格差と貧困が広がっている中で、どうして「憩い・散策の場」の整備なのでしょう。

今年の3月議会で、私は、県民にとって「憩い、散策の場」としての整備の必要性についておたずねしました。知事は「財政が厳しいからこそ、30億円の一般財源を投入して必要な社会資本を整備する」んだと答えられました。

そもそも、この人工島計画は、須賀前知事の時代に、71億円の経済効果を生み出すとして、「県政の浮揚発展に必要不可欠」と、多くの県民の反対を押し切って始められました。それを「大胆に見直します」と約束して当選された伊藤知事は、「やめると百数十億円、続

ければ30億円で土地ができる」と言って、継続を決断されました。人工島建設は、もう前知事の後始末の事業ではなく、伊藤知事自身の事業であります。

伊藤知事は、前任者の時代までの「あまりに大胆だった」財政運営のツケを担う形で、厳しい県の財政状況の元での県政の執行にご苦労されておられます。だからこそ、これだけ、厳しい財政状況の中で、これだけ莫大な予算を投じる建設継続の決断については、費用対効果の検証も当然になされるべきであります。

そこで、おたずねします。この度供用が開始された1工区の経済波及効果を金額でお示してください。

今議会に先立ち、知事は、向こう5年間の県財政の収支見通しを公表されました。提案理由説明でも「あらゆる歳出項目の厳しい削減努力を行う」と発言され、新たな県職員の給与の削減までも提案されました。とすれば、用途の決定もしていない2工区は、即刻中止するしかないのではないですか。ましてや2期工事などありえません。あり方検討委員会の提言にしばられることなく、知事としての決断が求められています。2工区は即刻中止、そして、保留にしている2期工事についても、即刻中止の判断をすべきと考えますが、知事の見解を伺います。

【2回目】

地球温暖化対策と川内原発3号機増設問題について

次に、地球温暖化対策としてのCO2削減と川内原発3号機増設問題についての質問です。

3号機の増設について、知事は、今議会の代表質問の答弁の中で、「要請があった時点で、徹底した情報公開のもとに、安全性の確保や環境保全の問題も含めて、十分な議論をつくした上で、地元の意見も十分に聞いて判断したい」旨の発言がありました。

しかしながら、各地の原子力発電所においては、先の答弁内容と同様に、それぞれ十分に議論し、検証した上で設置されているはずであります。にもかかわらず、様々な事故が発生し、また、驚くべき事故隠しの実態が、後年になって発覚しています。安全面で担保が不十分であることの証ではないでしょうか。

そこでおたずねします。3号機増設にあたり、特に重要であると思われる安全性を担保するために、知事は、いったい何をもって、判断されるおつもりかお聞かせください。

政府は、石油や石炭を燃やす火力発電所を減らし「CO2を排出しない」原子力発電所を増やせば温暖化対策にもなるとして、原発の推進を行っています。

東京電力では、先の新潟県中越沖地震で運転を停止した柏崎刈羽原発の再開の見通しがたたない中、その代替として、休止していた火力発電所を再開させ、かえってCO2の排出が増えているというジレンマに陥っています。

温暖化対策としては、原子力発電に依存するのではなく、小規模水力、風力、太陽光・熱、地熱、バイオマスなど、自然エネルギーの開発・利用の目標を大幅に引き上げ、電力会社の買い取り価格も引き上げること、そして、経済システムや生活スタイルを改めるなど、エネルギー需要そのものの抑制に努めるなどが、必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

後期高齢者医療保険制度について

次に、後期高齢者医療制度についてであります。

来年4月から、75歳以上の高齢者は、加入していた国保や健保を脱退させられ、新設される後期高齢者だけの医療保険に組み入れられます。

この制度のあまりの非情さは、与党からもその一部見直しの動きが始まったほどです。

私は、たくさんの問題点の中で、3点ほどを指摘いたします。

第1は、保険料の「年金天引き」です。年金額が月額1万5千円以上の人は、介護保険料とあわせて、「天引き」されることとなります。

保険料は、都道府県ごとに条例で決められますが、全国平均で月額6200円と見込まれています。介護保険料の県平均が4,120円ですから、平均で、合わせて毎月1万円以上が「天引き」されることとなります。

問題点の第2は、年金が1万5千円未満の後期高齢者の保険料は、窓口納付となりますが、そうした人が保険料を滞納した場合は保険証を取り上げられ「短期保険証」「資格証明書」に変えられます。従来、75歳以上の高齢者は、障害者や被爆者とならんで、短期証や資格証を発行してはならないとされてきました。それを、今年の法改定で、高齢者にかかわる条文を削除し、保険証とりあげを可能にしたのです。

第3の問題点は、75歳以上が受けられる医療を制限し、安く抑える「差別医療」の導入です。今、検討されているのは、診療報酬の「包括払い」といって、病気ごとに治療費の上限を決める「定額制」のことです。つまり、上限を超えた分は病院の持ち出しとなるため、高齢者に手厚い治療をする病院ほど経営が悪化するようになり、「高齢者は入院・手術も粗悪医療しか受けられない」「高齢者は病院を追い出される」など、高齢者差別医療が発生するのです。

今、全国各地で学習会や署名活動取り組まれ、地方自治体からも見直しを求める声広がっています。

本県でも、これらの問題点を補完し、高齢者の命と健康を守り、充実した医療制度を確保するために、たとえば、低所得者への保険料の減免についての県の補助制度の創設や、保険料の設定に影響を与える広域連合の経費を削減するために、事務職員の人件費に対する県の負担の実施など、県独自の果たすべき役割が考えられます。

そこでおたずねします。私が今指摘しました、高齢者医療保険制度の問題点について、県としてどのように認識しておられるのでしょうか。また、これらの問題点を解消し、あるいは補完するために、県として、国に積極的に働きかけるとともに、先に述べたような県独自の対策を講じるべきであると考えますが、見解をお聞かせください。

妊婦の健康診査の公費負担について

次に、少子化対策としての妊婦の健康診査の公費負担について取り上げます。

今、医師不足の中でも、産科医不足が大問題となっており、各地で、妊婦の救急搬送に係わる死亡事故が報道されています。これは、医師不足の深刻さと合わせて、出産自体が、命の危険と隣り合わせであることをも表しています。それだけに、妊娠から出産までの、

母体と胎児の管理がとても重要です。

厚労省は、母体や胎児の健康確保や少子化対策の一環としての妊婦の健康診査への公費負担について、「望ましいあり方」という通知を本年1月に出しました。その中で、具体的に受診回数について、6ヶ月末までは4週間に1回、7ヶ月から9ヶ月までは、2週に1回、10ヶ月になると週に1回の計13～14回が望ましく、公費負担も14回程度行われることが望ましいとしています。その上で、財政厳しい折、14回が困難な場合でも、5回程度の公費負担を実施することが原則であるとしています。

本県では、全ての市町村で公費負担を実施していますが、その回数については、5回の公費負担は5つの市町村だけで、全体の75%の37の市町村が2回だけしか公費負担を行っていません。

実際に、産科での費用がいくらかかるかという点、最初に、妊娠かもしれないと来院するときは、公費負担がありませんから、約8,000円程度の費用がかかります。その後、母子手帳をもらって、市町村によって、2回から5回は無料で受けられますが、それ以外は、1回の受診につき、少なくとも5,000円程度が必要です。若い世代は、一般に収入も高くなく、さらに、2人に一人は非正規の不安定雇用と言われている中で、それだけの自己負担をして、14回もの検診を受けることは、容易ではありません。だからこそ、今、公費負担の回数を増やすことが求められています。

他県の例を見ると、秋田県では、市町村の2回の公費負担の他に、一般検診4回、歯科検診の1回の2分の1ずつを県と市町村で負担しており、一般検診が6回無料で受けられます。

青森県では、市町村が5回公費負担した後の2回分を県が2/3、市町村が1/3負担しており、計7回が無料です。

和歌山県では少子化対策として、第3子から、市町村が2回公費負担をした後の分、回数を定めず、妊婦一人あたり81,000円を上限にその1/2を県助成しています。福井県も第3子から、市町村の3回の公費負担の後の11回分の1/2を県が助成。福島県では、第3子から、市町村の5回の公費負担の後の10回分を県が全額助成しており、これらの県では合計14回から15回の検診全てが無料で受けられるのです。何よりの少子化対策、子育て支援ではないでしょうか。

本県でも、母体並びに胎児の健康確保や、少子化対策として、妊婦の健康診査に対して助成を行うべきであると考えますが、県の見解をお聞かせください。

PFIの導入について

次は、PFI導入問題です。本年度、鹿児島盲学校建設にPFI方式を導入するかどうかの可能性調査が約400万円の予算で進められています。

PFI事業は、従来は公共の手にゆだねられていた公共施設等について、「企画」から「建設」「維持管理」「運営」まで一括して長期事業契約を交わすのもので、今、導入された各地で様々な矛盾点が表面化しています。その一つが、2005年8月の宮城県沖地震で起きた仙台市の屋内プールの天井の全面落下です。国と市の調査でも直接の事故原因は、設計・施工にあることが明らかになりましたが、それらの不備を事前に行政が直接チェック

できない、P F I の仕組みの問題点が指摘されています。

本県の「P F I 等導入基本指針」の中でも、P F I の効果の一つと言われる「財政支出の平準化」について、10～30年といった事業期間全体にわたり恒常的な後年度負担が生じ、逆に財政を硬直化させるおそれがあることや、地元企業の参加という点でも、資金の調達能力とリスクを負う能力が求められることから、必然的に大企業に限られてくることなどが課題として指摘されています。

この他にも、P F I であるがゆえの税の優遇・免除、破綻リスク等の公共負担により、財政支出はさらにふくらむ危険がり、住民の負担がさらに重くなる可能性があることや、また、民間事業者の発案が尊重される事業化では、公共事業の枠が際限なく広がる危険性があるなどの問題点があります。

本県でも、今、大変大きな問題になっているのが、指宿市の丹波小の立て替え計画です。当初は、校舎のみの大規模改修の計画であったものが、P F I 方式を導入し、校舎と体育館、屋内温水プールを新築するという計画に変更となり、事業費も、当初の9億円が22億円強という巨額事業に変身しました。これに対して、地元住民や地元建設業者の間で、「1つの小学校に20億円かけるのはいかなものか。」「大手企業には太刀打ちできず、地元の業者は参入できない。」などの反対の声が高まり、この9月指宿市議会では、住民団体からの6500人あまりの署名を添えての再検討を求める請願が採択されました。

本県の盲学校P F I 導入可能性調査においては、V F M の検証や民間事業者の意向調査などを実施するとしていますが、このV F M (バリュー・フォー・マネー) が、コンサルタント会社のさじ加減一つで、根拠の明確ではない数値をもとに何%削減可能という数字が出され、これをもとに自治体がP F I 導入を決めている実情があります。

また、民間業者の意向調査として先日開かれた説明会では、「P F I では、資金調達等のメンからほとんどの地元企業が参画できなくなる」「分離分割で発注してほしい」などの意見が出され、大半がP F I 導入に反対であったという報道もなされております。

おたずねいたします。県は、P F I 事業をめぐる様々な問題点について、どのように認識しておられますか。

また、P F I 事業自身がかかえる問題点を回避し、県内企業の仕事と雇用の確保をはかるためにも、P F I 事業の導入は見送るべきであると考えますがいかがですか。見解をお聞かせください。

養殖業の振興について

今議会には、最近の魚価の低下や餌飼料の高騰などによる養殖業の厳しい経営を支援するためとして、漁業近代化資金の融資枠を25億円から35億円に拡大することに伴う利子補給に要する経費の補正が提案されています。厳しい経営を強いられている養殖業者に対しての支援策の一つであり、そのこと自体を否定するものではありません。融資によって、一息つくことができれば、救われる業者もおられるかもしれません。

しかしながら、漁業近代化資金はあくまでも借金であり、経営自体の立て直しがなければ、返済がさらに経営を圧迫することになりかねません。本県の養殖業の不振に対する抜本的な対策こそ、今求められています。

そこで、本県の養殖業の振興のための抜本的な対策についての県の考えをお聞かせください。

次に、養殖業者の厳しい状況の中で、本来業者を助けるべき漁協の実態について、紹介いたします。

私に相談のあった、鹿屋在住のAさんは、長年、県内でブリやカンパチの養殖を営んできた養殖業者です。本人が知らないうちに、開いてもいない法人の取締役会の議事録まで作られて、餌の購入資金としての漁業近代化資金 1,800 万円の貸し付けが申し込まれました。そして、その 1,800 万円は、入金されたその日の内に 1 円残らず漁協への負債の返済金として引き去りがなされていました。この事実も、通帳を漁協に預けていたため、全く知らされていませんでした。

このような貸し付けの実態は、Aさんだけでなく、同じ地域の養殖業者のBさんについても同様です。Bさんは、「これ以上借金は増やしたくない」と融資を断って、はんこをつかなかつたにも係わらず、いつのまにか 800 万円が振り込まれ、やはりその日の内に漁協への返済に引き去りがなされているのです。さらに、「あと 650 万円を漁協のために借りてくれ」と言われ、それに応じなかったため、理由をつけて、漁協はえさを止めてしまいました。

常識では考えられない実態が存在しているのです。漁業者を助けるべき漁協であるのに、反対に漁協のために、漁業者が借金を背負わされて犠牲となっている、しかも、負わされている借金は、県が公費で利子を補給している漁業近代化資金であり、その用途をまげて漁協の負債整理にまわされているのであります。

私は、この間、県にこれらの事実を伝え、調査を依頼してまいりました。県として、こうした現状をどのように把握し、また、漁協に対してどのような指導をされてきたのか伺います。

また、今後、このような問題が繰り返されないため、どのような対策を講じる必要があると考えられるかお聞かせください。

県道鹿児島吉田線の渋滞解消について

次に、県道鹿児島吉田線の渋滞解消についてであります。

本線は、吉田インターから続く、鹿児島市の北の入り口の幹線道路であり、空港リムジンバスをはじめとして、日常的に交通量の多い道路であります。また、「台風や豪雨で国道 10 号線が通行止めとなったり、桜島フェリーや垂水フェリーが運航休止となったりした」際は、その迂回道路として、薩摩半島と大隅半島をつなぐ道路としても重要な役割を果たしています。

長年にわたって、なかなか改善が見られない状況でしたが、この間、住民の人たちが、渋滞解消を求める看板を設置し、地域で署名を集めて、直接地域振興局や本庁で交渉を重ねる中で、事業が大きく進み、現在、養護学校入り口交差点において上下ともに右折車線が設置されました。以前に比較すると流れがスムーズになっており、地域住民を始め、通行される方たちから、喜びの声が寄せられています。

しかし、その先の帯迫交差点は、変則的な 5 差路で、安全面はもちろん、渋滞の大きな

原因になっており、養護学校入り口交差点の改良がすすんでいるからこそ、帯迫交差点の1日も早い改良が待たれているところでもあります。

今、地域では、帯迫交差点の右折車線設置を求める運動が始まっており、地域の商店街をはじめとして住民の方たちの署名活動が広がっています。

そこでおたずねしますが、養護学校入り口交差点の改良について、現在の進捗状況および完了の見通しについてお示しください。また、同様に右折車線の設置が待たれている帯迫交差点の改良についても速やかに実施していただきたいと考えますが、その見通しをお聞かせください。

地域住民の交通手段の確保について

最後に、地域住民の交通手段、特にバス路線の確保について、おたずねいたします。本県においては、地域における過疎化や高齢化が進んでいる中で、このような地域に生活する人たちの生きる権利を守るという視点から、公共交通の必要性をとらえることが必要です。

これまで、公共交通を中心的に担ってきたのは、民間事業者で、政府が市場原理まかせの営利優先の政策を進める中で、民間事業者が撤退し採算がとれない地域の生活交通は切り捨てられてきました。

先の国会で「地域公共交通の活性化・再生」を目的にかかげる「地域公共交通の活性化および再生に関する法律」が全会一致で、可決しました。国土交通大臣は、国会審議のなかで、「地域の実情を一番良く理解している市町村が中心になって」住民の移動の足を確保するための計画・取り組みを具体化し、「国・県も全面的にバックアップ」を行うとこたえています。ただし、活性化法には、権利保障の観点がなく、移動の足を確保する国・自治体の責任が明確ではないという弱点があります。「やる気のある」、「がんばる」自治体を応援するといいますが、人的・財政的に計画策定する力がない地域は、ますます取り残される危険があります。

そこでおたずねいたします。市町村が地域住民の身近な交通手段としてのコミュニティバスの運行を行っていますが、県としても、こうしたコミュニティバスの運行への助成を行うべきとかがえませんがいかがですか。

また、現行の廃止路線代替バスの県単の補助の対象を一定の利用があるものに限るとのことですが、見直しにあたっては、利用者の実態を見極めつつ、地元市町村と十分に協議を行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

人工島建設について

人工島について、これまで、 円の事業費が費やされてきました。

さらに、これから、1工区の分の維持管理費が、毎年毎年 円ずつかかります。

このほかにも、国の直轄事業である沖防波堤は、約127億円の事業費で、そのうち約36億円は、本県の負担です。

財政が厳しいと言って、働く職員の給与も向こう5年間もカットすると提案しながら、これだけの事業費をかけても継続するその経済効果は検討されない、こんなことが許されるのでしょうか。

クルーズ船の寄港も、実績は年に10数回。しかも、ほとんどの船が、朝入港して、その日の夕方には出港するのです。

それでも、これから作った岸壁の活用のためにと、ポートセールスにも経費を注ぎ込まれていくのでしょうか。

これ以上の無駄遣いはやめて、その分は、県民の暮らしや福祉にまわすべきです。2工区並びに、2期工事の即刻中止を強く求めます。

高齢者医療保険制度について

このような、高齢者だけ別の医療保険制度に独立させ、死ぬまで保険料を払わせるような制度は、世界でも例がないほど異常なものだと言われています。

高齢になって、病気にかかりやすくなり、医療費がかかるようになるのは自然のことです。しかし、それを押しえ込もうというのが政府のやり方です。高齢者は医療費がかかるから、ひとまとめに別枠にする、その上で、「高齢者の病気はそう簡単には治らないから、そこそこの医療でがまんしてもらおう」というのが政府の本音ではないでしょうか。

高齢者の医療保障は、「多年にわたり社会の発展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識の経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」という老人福祉法の基本的理念に基づき、国と地方自治体の責務、企業の社会的責任が明確な医療制度として発展させる視点が重要であります。

これから、広域連合で、保険料をはじめとする制度の具体化が図られてまいります。誰でも時が経過すれば、高齢者となります。本県の県民が、安心して医療を受けられる仕組みとするために、県がその役割を果たされるよう強く要望いたします。

P F I 事業について

公共事業が削減されている中で、県内の半数以上の中小企業の経営が悪化しているという状況の中で、資金調達から、設計、建設、維持管理および運営、リスク分担も一括して負うことになるP F Iの導入は、ますます地元の中小企業の参入を困難にし、企業の経営圧迫につながると容易に想像できます。

県内中小企業の仕事確保という点でも、また、営利企業が教育権の保障を担うことは無理があるという点からも、P F Iの導入はすべきでないことを強く主張いたします。

養殖業の振興について

私は、一つの漁協の実態について、告発いたしました。

今回、問題にした貸し付けに、百歩譲って、漁協の善意からであったとしても、返済

は本人がするのですから、本人が承知していないということがあって良いはずがありません。

まして、それから先の餌代としての貸し付けが、過去の漁協の購買品の債務の返済に充てられているのです。

本来漁業者を助けるべき漁協が、漁業者を借金まみれにし、廃業に追い込んでいる、これが実態です。県は、漁協に対して、監査をし、指導する権限を有しています。漁業者の立場で、実態を調査し、業業者を救っていただくよう、強く要望いたします。

まとめ

日本共産党は、この夏で創立85周年を迎えました。

戦前、天皇という絶対者の名で、国民を問答無用で戦争の惨害に引き込んでゆくその現場で、これは間違った侵略戦争だと主張し、国民主権の民主政治への転換の旗をかかげた政党であります。そして、戦後は、大企業優先、アメリカいいなりの自民党政治と真正面から対決し、国民の利益を守って奮闘してきました。

参議院選挙での自公政権の歴史的な大敗という事態を受けて、日本の政治は、新しい激動の時代に入りました。

これからも、日本共産党は、国の政治でも、地方の政治でも、国民の命と暮らしを守る政治の実現のために全力を尽くして奮闘することをお約束し、日本共産党県議団としての一般質問を終わります。

郵政民営化

今日から、郵政公社の分割・民営化がスタートしました。

小泉元首相が、「改革の本丸」だと言って、強行したものでした。

政府は、民営化しても、「サービスは低下させない」と公約しておりましたが、すでに、生活に密着したサービスの後退が始まっています。

郵政民営化のねらいは、公共性を第1にする事業の運営から、利潤追求を第1にする経営に180度、かじを切ることにあります。

郵政民営化には、国民に痛みを押しつけて大企業・大資産家に奉仕する「構造改革」の姿がくっきり現れています。

参議院選挙で、「構造改革」に厳しい審判がくだったいあ、その「本丸」とされた郵政民営化についても、根本から見直す必要があります。